

## 東北地方太平洋沖地震で被害を受けた蔵元に対する義援金を受け付けています

平成23年3月23日

平素から当業界に何かとご支援をいただき誠にありがとうございます。

日本酒造組合中央会では、今回の震災による被害が甚大かつ広範囲に及んでいることから、皆様方からの義援金を受け付けています。

皆様の暖かい御支援をお願い申し上げます。

### ■義援金窓口

銀行名：三井住友銀行日比谷支店 普通預金 No.8 6 4 6 6 9 1

口座名：日本酒造組合中央会 義援金口 会長 辰馬 章夫

(ニホンシュヅウクミアイチウオウカイ ギエンキンクチ カイチョウ タツウマ アキオ)

- \* この義援金については、「国等に対する寄附金」ではなく一般の寄附金となり、税制上の特典の対象となりませんので、個人が支出する義援金については寄付金控除の対象とならず、法人が支出する義援金については損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となることにご留意願います。
- \* 取扱期間 平成23年3月18日（金）～平成23年5月31日（火）  
(第1次締切りとし、必要に応じて延長します。)
- \* 義援金を拠出いただきました方（社、店等）については、別紙様式により日本酒造組合中央会 総務部までファクシミリ(03-3501-6018)又はホームページのご意見コーナー(<http://www.japansake.or.jp/common/agreement.html>)にてご一報いただけると幸いです。  
なお、受領証が必要な方は、振込控のコピー等を添付のうえ送付先並びにその旨の記載をお願いいたします。(受領証の発行には、事務手続き上、数ヶ月を要する場合があります。)  
また、いただきました個人情報につきましては、「義援金」の配分先の酒造組合へ「義援金受領名簿(仮称)」として配布することといたしていますのであらかじめご了承ください。

### ■よくあるご質問

Q1. 今回の義援金はどのように使われるのですか？

A. お預かりした「義援金」につきましては、全額を被災された蔵元が所属する各県酒造組合を通じて、被災された組合員（蔵元）へ届けます。広範囲に被害が及んだことから、配分方法は被害状況を勘案し、「※日本酒造組合中央会東北地方太平洋沖地震被害対策本部」においてそれぞれの額を決定いたします。

※日本酒造組合中央会東北地方太平洋沖地震被害対策本部は、日本酒造組合中央会役員を主体として構成されています。

Q2. 日本酒造組合中央会ホームページへのリンクは希望できますか。

A. リンクを希望される場合は、リンク先URLと連絡先を日本酒造組合中央会広報部宛にホームページのご意見コーナー(<http://www.japansake.or.jp/common/agreement.html>)にてご連絡ください。なお、了承する場合は当方からご連絡いたします。

No. \_\_\_\_\_

日本酒造組合中央会

東北地方太平洋沖地震  
義援金拠出者芳名録

1. 義援金額	円
2. 御芳名	
3. 御住所	
4. 職業 (会社名等)	

なお、いただきました個人情報の利用に際しましては、権利を損なわないよう十分配慮いたします。ご記入やお申し出いただいた個人情報は、被災した組合・蔵元へのお名前の連絡等の必要な範囲に限定して利用するもので、他の目的には利用しません。